

〇岡山市環境基本条例（案）（令和●年●月●日市条例第●号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

第2節 総合的推進のための施策（第8条—第12条）

第3節 効果的推進のための施策（第13条—第25条）

第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制（第26条）

第5節 地球環境保全（第27条・第28条）

第3章 環境の保全に関する審議会（第29条—第35条）

附則

岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸のおだやかな気候と豊かな自然によって形作られる固有の風土のもと、ゆるやかに自然と融和した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。

しかし、物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動により、環境への負荷が増大し、本市においても生活環境が悪化した。さらに、そのような活動は、地球温暖化をはじめとした気候変動や、生物多様性の損失、環境汚染といった相互に関連した危機を生じさせ、地球的規模の環境問題として、より深刻さを増し人類を含む生物すべての生存基盤そのものを脅かしはじめている。

このような局面を迎える中、すべての市民は、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。

この責務のもと、私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた地域の環境を守り育てていくことが、地球環境保全につながることを理解し、身近なところから環境への負荷の小さいまちづくりに取り組む必要がある。

このような認識のもと、私たちは、すべての市民の参加により、自然と共生し、環境への負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全（良好な環境の復元及び創造等を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息又は生育の環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、すべての市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことができない基盤であるという認識のもと、良好な環境を将来の市民へと手渡していくことを目指して行われなければならない。

2 環境の保全は、本市に暮らし活動するすべての人が参加し、人と自然との共生並びに物の循環的利用及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境の保全を基調とした文化を有することを目指して行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であると認識し、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、市域の自然的、社会的特性に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全に関する施策で、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、自然環境の保全や美しい都市景観の創出、歴史的・文化的遺産の保全等により、快適な環境づくりに努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、環境の保全に係る必要な措置を自主的、積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨とし、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、化学物質に対する理解促進により、安全かつ健全な生活環境を確保すること。
- (2) 貴重な野生生物の生息又は生育の環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の保全を図ること。
- (3) 人と自然が健全に共生するための自然環境の保全とともに、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進すること。
- (4) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑を生かして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。
- (5) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性を生かし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。
- (6) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、循環型社会の形成を推進すること。
- (7) 地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、海ごみ対策を推進することにより、地球環境保全に貢献すること。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 目標を実現するための方策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(環境影響評価)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(環境の保全上の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

第3節 効果的推進のための施策

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的な負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進しなければならない。

(資源の循環的利用及びエネルギーの効率的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーが循環的かつ効率的に利用され、廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を促進するため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する取組を促進するため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加)

第21条 前4条に定めるもののほか、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により環境の保全に関する施策を効果的に推進するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究を行い、並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(年次報告)

第23条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に係る苦情の処理)

第24条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情を適切に処理するとともに、処理結果を当該苦情の申立者に速やかに通知するように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第25条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制

第26条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第5節 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第27条 市は、地球環境保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市民等が地球環境保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際協力の推進)

第28条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

第3章 環境の保全に関する審議会

(設置)

第29条 本市の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議を分掌して行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市環境総合審議会（以下「環境総合審議会」という。）
- (2) 岡山市公害対策審議会（以下「公害対策審議会」という。）
- (3) 岡山市自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）

(環境総合審議会)

第30条 環境総合審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること。
- (3) 環境の保全に関する重要事項であって、前条第2号及び第3号に掲げる審議会の所掌に属しない事項

(公害対策審議会)

第31条 公害対策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境汚染物質の監視及び大気汚染、水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること。
- (2) 環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること。
- (3) その他地域の環境汚染防止対策等に関する重要事項

(自然環境保全審議会)

第32条 自然環境保全審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物多様性地域戦略、生物多様性保全基本方針等に関すること。
- (2) 自然環境保全地区の指定及び「身近な生きものの里」の認定等に関すること。
- (3) その他生物多様性の保全に関する重要事項

(組織)

第33条 環境総合審議会にあつては委員30人以内、公害対策審議会及び自然環境保全審議会にあつてはそれぞれ委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第34条 第29条各号に掲げる審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第35条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。
(岡山市環境保全条例の一部改正)
- 2 岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 削除
- 第3章 環境の保全に関する重点的施策等
 - 第1節 総合的推進（第27条）
 - 第2節 生物多様性の保全（第29条―第29条の20）
 - 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条―第30条の19）
 - 第3節 都市生活活動からの環境の保全（第31条―第37条）
 - 第4節 事業活動からの環境の保全（第38条―第52条）
- 第4章 削除
- 第5章 雑則（第53条―第57条）
- 第6章 罰則（第58条―第68条）

附則

前文を削る。

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、岡山市環境基本条例（令和●年市条例第●号）の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の防止その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり環境への負荷の低減を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 環境への負荷 岡山市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 公害 岡山市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第3条から第6条を次のように改める。

第3条 削除

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者と連携して公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、自らの事業活動を行うに当たっては、率先して公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、主体的に公害の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、積極的に公害の防止その他の環境への負荷の低減のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第1節 削除

第7条 削除

第2節 削除

第8条から第12条 削除

第3節 削除

第13条から第25条 削除

第4節 削除

第26条 削除

「第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等」を「第3章 環境の保全に関する重点的施策等」に改める。

「第1節 地球環境の保全」を「第1節 総合的推進」に改める。

第27条を次のように改める。

(環境配慮指針及び行動指針)

第27条 市長は、環境基本計画(岡山市環境基本条例第8条の環境基本計画をいう。以下同じ。)に基づき、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体が環境への負荷の低減を図るために配慮すべき事項を示した指針(以下「環境配慮指針」という。)を策定するものとする。

2 市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針(以下「行動指針」という。)を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。

3 認証を受けた行動指針に基づき環境への負荷の低減を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境への負荷の低減に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第29条中「市及び事業者並びに市民」を「市並びに市民及び事業者」に改める。

第29条の3第3項中「第52条の2第3号」を「岡山市環境基本条例第29条第3号」に改める。

第29条の4第1項中「第10条第1項に規定する」を削る。

第29条の9の見出し中「移入種」を「外来種」に改める。

「第3節 都市生活活動からの環境保全」を「第3節 都市生活活動からの環境の保全」に改める。

第31条中「市は、自動車」の次に「(原動機付自転車を含む。以下同じ。)」を加える。

第32条第3項中「事業者及び市民」を「市民及び事業者」に、「環境負荷」を「環境への負荷」に改める。

第35条の見出し中「合併処理」を削り、同条第2項中「合併処理」及び「のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽」を削る。

「第4節 事業活動からの環境保全」を「第4節 事業活動からの環境の保全」に改める。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第42条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第43条中「前条第2項」を「前条」に改める。

第44条中「第40条第1項」を削り、「第40条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1号若しくは」を「第41条第1号又は」に改める。

第45条第1項中「第40条第1項」及び「特定建築物又は」を削り、同条第2項中「第40条第1項」,「特定建築物又は」及び「特定建築物若しくは」を削り、同条第3項中「第40条第1項」を削る。

第46条中「第42条第2項」を「第42条」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第52条の2から第52条の8 削除

第53条の見出し中「環境保全上」を「環境の保全上」に改める。

第54条第2項及び第55条第3項中「環境保全」を「環境の保全」に改める。

第67条第1号中「第42条第2項」を「第42条」に改める。

(地域主体による生物多様性の保全を推進する条例の一部改正)

3 地域主体による生物多様性の保全を推進する条例(平成22年市条例第30号)の一部を次のように改正する。

前文中「以前より」を「以前から」に、「環境保全活動」を「環境の保全活動」に改める。

第1条中「地球環境の保全」を「地球環境保全」に改める。

第3条第1項及び第2項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第7条第3項中「岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第52条の2第3号」を「岡山市環境基本条例（令和●年市条例第●号）第29条第3号」に改める。

（岡山市公共物管理条例の一部改正）

4 岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第10条」を「第27条」に改める。

（経過措置）

5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の岡山市環境保全条例（以下「旧保全条例」という。）第52条の2に規定する岡山市環境総合審議会、岡山市公害対策審議会及び岡山市自然環境保全審議会の委員に委嘱されているものは、この条例の施行の日に第29条に規定する岡山市環境総合審議会、岡山市公害対策審議会及び岡山市自然環境保全審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合における第33条第3項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「旧保全条例第52の条の6の規定により岡山市環境総合審議会、岡山市公害対策審議会及び岡山市自然環境保全審議会の委員に委嘱された日から2年」とする。

6 この条例の施行の際現に存する旧保全条例第8条に規定に基づく環境基本計画は、第8条の規定による環境基本計画が定められるまでの間、同条の規定による環境基本計画とみなす。

7 第23条の規定は、令和●年度に係る年次報告書から適用する。